

古田史学の会・東海

東海の古代

第96号 平成20(2008)年8月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「東海の古代」別冊号を発行します。

「東海の古代」は平成20年12月で通算100号となります。100号発行を記念して、別冊号を発行します。

皆様方の投稿をお待ちします。

- ・内 容：古代史に関する内容。(論文、紀行文、エッセー等)
- ・締 切 日：平成20年11月末日。
- ・原 稿：枚数は、特に制限は設けません。

なお、原稿はテキストファイル(ワード・一太郎ファイル等)でお願いします。
(テキストファイルで投稿できない場合は、個別に相談に応じます。)

- ・採用の有無：編集部に一任願います。

愛知県豊橋市馬越長火塚古墳について

名古屋市 石田敬一

私は2年ほど前に愛知県豊橋市にある馬越長火塚古墳を訪れ、その現地状況を見てきた。

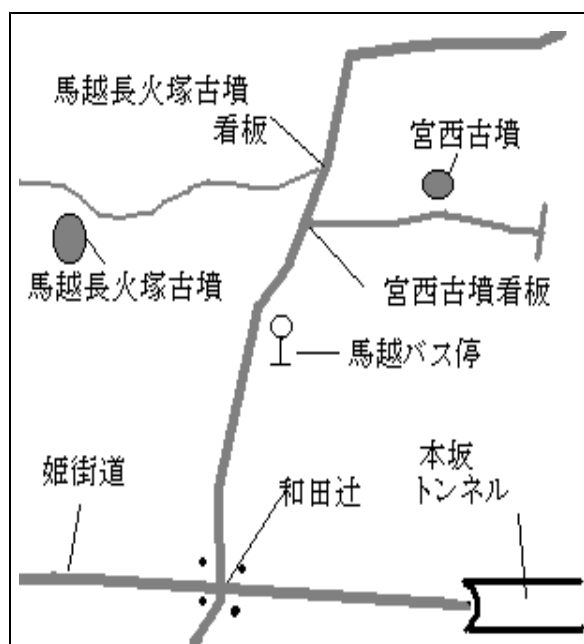
これは最近話題になっている九州型の横穴式石室でもあり、また、遺物には北九州や関東とつながりがある金銅装馬具「棘葉形杏葉」^{きよくようがたぎようよう}があり、その特異な古墳の形状とともに注目すべきと思ひ、現状を整理した。

I 位置

豊橋市石巻本町宮西

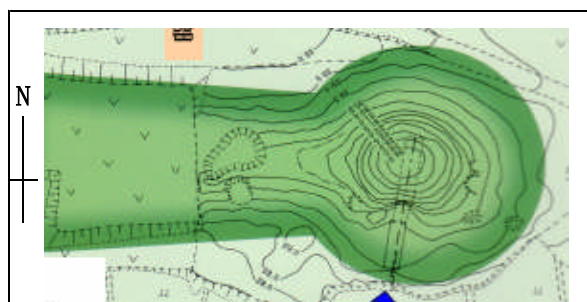
(豊鉄バス馬越バス停下車徒歩15分)

同古墳は和田辻交差点から西北へ車で約3分の柿畑地帯にある。



(2007. 2. 15付け豊橋市広報より)

II 馬越長火塚古墳の概要



<調査の経過>

1	昭和43年に横穴式石室を調査
2	昭和55年に前庭部を発掘調査
3	平成10年に墳丘の測量調査
4	平成16～18年度に墳丘の確認調査

<遺構>

- 1 現在の古墳の状況は、方部の西側（図の左方）が開墾などで切り取られており、方部の現況は長さ26m、高さ2mで、円部は著しく高く盛り上がっており、高さ5.75m、直径3.2mである。
- 2 切り取られた部分を考慮すると、古墳の全長は約65mほどと考えられる方円墳（いわゆる「前方後円墳」。以下「方円墳」という）である。
- 3 円部に長大な方部がついた特異な形状をしており、愛知県内で最大の規模の古墳である。特に古墳時代後期においては、東海地域において最大級であり、県指定史跡となっている。
- 4 墳丘は円部の上部を除くすべてが葺石で覆われており、また、方部の端と思われる葺石列も発見されている。円部墳丘裾には、葺石が4段の階段状に並べられている。
葺石部は傾斜がゆるく、その上の墳丘部は傾斜がきつくドーム状になっており、他に類例のないきわめて珍しい墳丘である。
- 5 円部の中心方向に複室構造の横穴式石室があり、南に向けて開口している。石室の長さは約11m、前庭部を含むと17.4mである。石室には付近に産出する変成岩や石灰岩が使用され、奥壁は縦3m、横1.8mの一枚岩である。

石室の羨道、前室、後室は、それぞれ異なる構造で、羨道は床面に大小の石が混在し、敷石に閉塞石が落ち込んでいる。前室は敷石

が全くなく、後室は大きさの揃った敷石が敷かれている。後室右側壁に沿って、棺台と考えられる石が一部整然と並んでいる。

- 6 石室入り口の西側には、基壇状遺構があり、そこにも葺石が敷かれている。
- 7 この古墳は、遺物の状況から6世紀後半の築造と考えられている。
- 8 墳丘の北側は農道があるため不明だが、南側には周溝が認められる。
（「8」は石田の私見。今のところ再調査の予定はない。）

<遺物>

- 1 横穴式石室からは金銅装馬具と装身具が出土している。金銅装馬具のほか玉類、鉄器、須恵器など豊富な副葬品が出土しており、東海屈指の副葬品の内容といえる。
- 2 金銅装馬具には棘葉形杏葉きよくようがたぎようようや鞍金具、半球形飾金具などがあり、杏葉は福岡県沖ノ島祭祀遺跡や熊本県打越稲荷山古墳出土品に系譜をひくものである。
- 3 また、馬越長火塚古墳の杏葉ぎようようの上半部の構成は、下向き二股蕨手紋と二重心葉形の組み合わせで、ほぼ同じ構成が神奈川県伊勢原市登尾山の心葉形鏡板・杏葉にみられる。
- 4 装身具には線状文と斑点文を組み合わせた特異なトンボ玉や、大型の琥珀製棗玉がある。
- 5 太平洋戦争中に石室が陸軍の倉庫として利用された際に、金銅製の飾り1つと須恵器2個が発見されているが、1980年の調査においては、前庭から多くの須恵器を出土している。これは墓前祭祀に使われたと考えられている。

<古墳の名称>

- 1 馬越はこの付近の地名である。
- 2 長火塚については、地元では古墳のことを火塚ひづかと呼んでいるが、この古墳は石室が長く大きいため長火塚と呼んだとされる。

III 馬越長火塚古墳に関する考察

- 1 本墳の南東方向にそびえる石巻山は、古代から続く信仰の山であり、山頂は石灰岩に覆われている。また本墳の西方にある権現山には、愛知県指定史跡の権現山1号墳・2号墳

がある。いずれも方円墳で、2号墳（全長約33m）は3世紀末の築造とされ、1号墳（全長約38m）は、4世紀後半の築造と考えられ、このほかに3号墳（円墳）と4号墳（詳細不明）がある。さらに豊橋市老津町の今下神明社古墳や同市石巻本町の大塚南古墳（7世紀前半）では金銅装馬具「花形鏡板」を出土している。

豊橋市内に古墳は739基あるとされているが、この権現山から石巻山を中心として、この辺りに古墳が集中している。

2 後期古墳で、葺石で覆われているのは異例であり、また、この地域の古墳からは古墳時代の権威の象徴である金銅装馬具が多く見られることから、この地域の王クラスの古墳の築造が3世紀末から7世紀まで続いていることを推測させる。

3 大塚南古墳は直径約20mの円墳で、墳丘は2段に築かれ、各段には葺石が置かれている。墳丘が多段でかつ葺石を使っていることについては、隣接する馬越長火塚古墳との関係を感じさせる。築造年代は6世紀後半の馬越長火塚古墳に続く7世紀はじめごろとみられることから、馬越長火塚の後継者の墓と考えられる。

6 花を形どった花形鏡板・杏葉は、全国で50個ほどが見つかっているが、関東や九州北部に集中し、近畿地方周辺では発掘例が少ない。静岡県に7例あるものの、岐阜県や三重県では出土していない。

近畿との関連性より、この同じ金銅装馬具を出土する関東や九州北部との結びつきが強いと考えられる。

5 東三河地域は古くから「徳国」と呼ばれており、馬越長火塚古墳は、大宝律令以前に豊橋市北部を中心とする東三河地域に存在した「徳国」の歴代の王の中でも特に突出した王の古墳と考えられる。

6 平成20年05月02日の東愛知新聞によれば、同月1日に石巻本町の大塚南古墳から出土した金銅装馬具「花形鏡板」について、豊橋市美術博物館の岩原剛学芸員は次の見解を述べている。

「東三河が大和王権の直接支配を離れた境界にあたり、東国を治める要衝の地だったの

ではないか」と見て、その理由を次のように推測する。

「金銅装馬具は、大和王権が、功績をたたえるために与えた、あるいは階級を表すものとして与えたなど諸説あるが、畿内で極端に出土例が少ないことは、階級や位そのものだけで満足しない地方、外様の豪族にキラキラしたもので喜ばせ使ったのでは。東三河の豪族も、歯向かわないようになだめることが必要な地だったと思われる」

また、豊橋市教育委員会では、馬越長火塚古墳について次のとおり、豊橋市美術博物館の学芸員と同様の認識に立つ発言である。

葺石は同時期の古墳では県内に例がない。後円墳のすそを階段状に整形するなど極めて特異であり、畿内の影響を離れた、6世紀の首長墳だ。

7 この岩原剛学芸員の記事について、本人に問い合わせしたところ、新聞記事とは異なる意見であった。

岩原剛学芸員は東三河・穂の国は大和王朝の支配下にあったことを前提にしており、むしろ大和王権のとの関わりが深い人物の墓であり、王権との関係が未熟であるため、モノを介した「前時代的」な関係が存在したとの考えである。

つまり、大和王権にとっての不安感、懸案の地としての意識、こうした地域との関係を深めるための政策的な目的が、金銅装製品の配布へとつながっているという見解である。

8 これに対し、東三河に馬越長火塚古墳や大塚南古墳など、後期古墳ではたいへん珍しい葺石があり、さらに馬越長火塚古墳では円部がドーム型で方部が長い極めて特異な古墳であることなどを踏まえると、私は、地域の独自性があるのではないかと考える。

多元的史観である。

9 大和政権側から見れば、東三河の王は大和と主従関係にある地方の豪族との位置づけであろうが、一方で、東三河から見れば、馬越長火塚古墳の王は、この地域の大王であり古墳に見られるように独自性を堅持していると考えられる。

たとえば、八面大王は、^{かんむ}桓武天皇の時代の
大和政権から見れば、悪い人物とされるが、

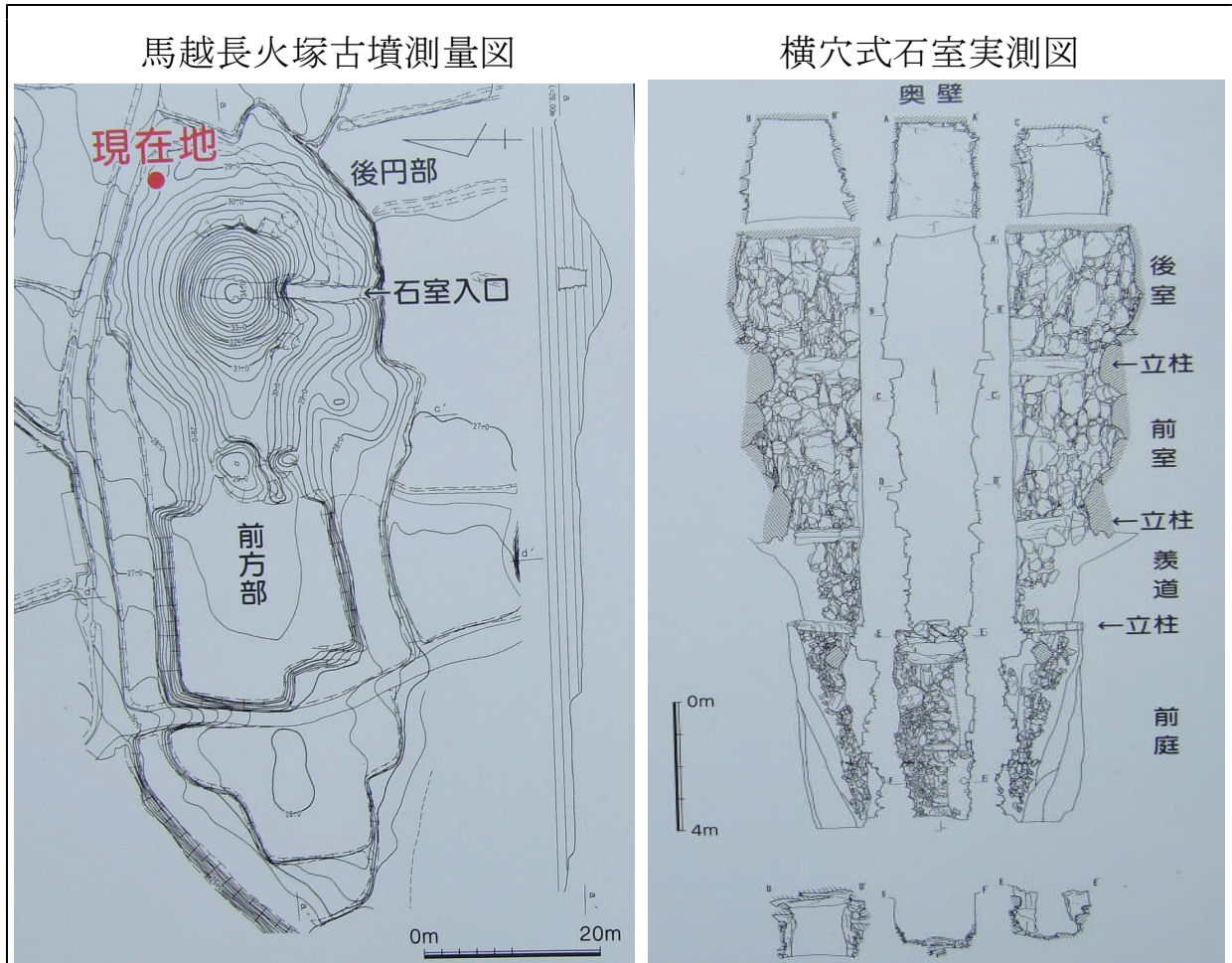
安曇野地方では、この地域を守る良い人物である。

しかも、”大王”と呼ばれていたことを私は特筆したい。

近畿の王だけが大王ではない。その地域で

は王の中の王なのであろう。

10 その後、中日新聞にもこの馬越長火塚古墳に関する記事が掲載されたので、関係図表と共に掲載する。



この古墳は、谷によって開析され東から西に向かって舌状に延びる台地上に築かれています。前方後円墳で、2段築成の著しく高い後円部に低く細長い前方部が付いた特異な墳形をしており、全長約65メートル、後円部の径は約32メートル、同高さは5.75メートル、前方部の長さは約33メートルあります。

埋葬施設は南に開口する横穴式石室で、全長は約17メートルあり愛知県内最大の規模を誇ります。内部は壁面に設けられた柱状の石材（立柱）で区別された複室構造をとっており、これに長い前庭が付いた構造をしています。また奥壁や天井石などには巨石が使われています。

昭和43年（1968）に石室内を対象にして行われた発掘調査では、きらびやか金銅装馬具やガラス製トンボ玉、琥珀製棗玉をはじめとする玉類など、東海地方でも指折りの優れた副葬品が出土しています。副葬品の内容から、古墳は6世紀後半に築かれたと考えられます。

この古墳は市内最大の前方後円墳であり、また横穴式石室の規模や副葬品の内容、被葬者の権力の大きさを如実に物語っています。古墳の集中する地域に築かれたこの古墳は、恐らく東三河全域に影響力を持った大首長の墓だったと考えられます。

（現地説明看板より）

文化

西日本との関連に注目

愛知・豊橋の馬越長火塚古墳



国史跡指定が期待される馬越長火塚古墳（後円部に開口する石室）＝愛知県豊橋市石巻で

大型古墳は、首長らの権威と力を内外に誇示する構築物。墓としての存在を超え、支配の象徴でもあった。東海地方を代表する古墳の一つで、愛知県内最大の横穴式石室を持つ豊橋市の馬越長火塚古墳（県史跡、六世紀後半）も同じだ。築造当時、墳丘は灰白色の石で葺かれており、威容を誇っていただろう。市は国史跡指定を目指し、古墳の再調査と遺物の整理を進める。（野口宏）

馬越長火塚古墳は豊橋市の北部、石巻地区にある全長約七十坪の前方後円墳。特産・次郎柿の畑と水田が広がる田園地帯にひっそりたたずむ。市内には七百数十基の古墳があるが、同地区には七割に当たる約五百基が集中する。馬越北山、七ツ塚など複数の古墳群も連なり、一帯が墓域だったことがわかる。後円部は直径約四十坪、高さ約六坪。南に開口する石室は、前庭から羨道を通り、前室を抜けて過体を安置した後

室に至る複室構造。後室は約十平方坪あり、天井は高さ約三坪。奥壁は白く巨大な石灰岩だ。墳丘は急勾配で、妻わら帽の頭部を想起させる。特異な墳形については市教委学芸員の岩原剛さんが「長崎県喜多島への馬塚古墳や岡山県こう

国史跡指定目指す

もり塚古墳などに類似例がある。東海―西日本全体の動向の中で評価すべきだ」と指摘。被葬者については「古墳時代、東三河一帯は穂国と呼ばれていた。馬越長火塚には穂国を治めた国造が埋葬されたのだろう」と話す。

古墳の発掘が最初に行われたのは、四十年前の一九六八年。在野の考古学者による学術調査だった。前室から金銅製の馬具が、後室からは首飾りにしたガラス・水晶・琥珀など色とりどりの玉類や耳環などの装身具、鉄製の太刀や鉄鏃などの武具が出土した。

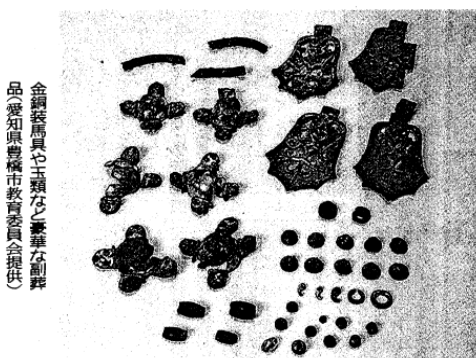
特異な墳形や副葬品

杏葉や鉄金具などの金銅製馬具は、鞍の地金に金メッキした銅板を張った鉄地金銅製。杏葉は福岡県沖ノ島祭祀遺跡や熊本県打越種岡山古墳で出土したものに類似しているといわれ、特異な墳形とともに西日本との関連が注目される。玉類の中には一色以上のガラスを練り合わせたトンボ玉や大型の琥珀製玉も含まれる。市教委は、副葬品の重要な文化財指定も目指したいと考えている。

穂国の国造を埋葬か

国史跡指定に向けて二〇〇四年度から調査を続ける市教委。今年三月の関連調査では、隣接する大塚南古墳（七世紀初頭の円墳）から金銅製馬具を発掘し、馬越長火塚との強い関係を裏付けるなど、調査は順調だ。古墳の立地、巨大な石室、特異な墳形、豪華な副葬品から、史跡指定も夢ではないだろう。しかし、指定はゴールではない。全国の指定地の中には史跡が十分活用されていない例もある。

史跡指定を機に、一帯の歴史的文化遺産を遊歩道で結び、解説板を立てるなどして保存・活用につなげられないか。歩いて学べる歴史学習ゾーンの整備は、文化財を基軸にした古里づくりにもつながる。保存しつつ、今に生かす方策―夢のある構想の実現が期待されている。



金銅製馬具や玉類など豪華な副葬品（愛知県豊橋市教育委員会提供）

馬越長火塚古墳出土の棘葉形杏形（豊橋市美術館蔵）

馬越長火塚古墳からは棘葉形杏形が1点出土しています。

杏葉は馬の尻などにつり下げた馬具の部品で、この棘葉形とは杏形の下部がトゲ状となっていることから付けられたもの。馬越長火塚古墳出土の棘葉形杏形は残念ながら下部が失われている。



沖ノ島遺蹟出土の棘葉形杏形（国宝）

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討―絶対年代の復元―」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稻荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 9 倭の五王をめぐる
- 10 武王について（検証その2の準備）
- 11 五王の検証（第2の検証）
- 12 天皇と五王の対応
- 13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去
- 14 「皆死去」の事実（検証3の準備）
- 15 実年代で検証する「皆死去」

古代史の再検討(6)

―絶対年代の復元―

名古屋市 加藤勝美

16 天神は神にあらず

人が神としてあがめられるのは死去後しばらく経ってからが普通である。

天皇といえども、在世中に神と呼ばれた筈はない。事実、江田船山や稻荷山の鉄剣銘には「・・大王」と呼ばれていて、「・・・大神」などとは記されていない。すなわち、天神一族もまた人であって、神である筈はない。彼らを神として神話の系譜に位置づけ、神話の中に閉じこめてしまうのは不思議なことだ、と長らく私は素朴な疑問を抱いていた。もっとも記紀に登場する神々は、キリスト教的な唯一絶対神を意味しているのではなく、八百万の神々としての神で、ほぼ人間を意味しているのだから、目くらまを立てるほどのことはあるまい、といわれればそのとおりである。なので強くこだわっているわけではない。

一つ気になっていたのは天照大御神を始め、天之吹上男神、天之狹土神、天之狹霧神、天之忍穗耳命等々「天（アマ）」を頭にした神々が

やたら多いことである。これは天空の神々のことだろうか？。不思議でならなかった。

この謎を解いてくれたのは『隋書』倭国伝だった。

中国史書はわが国のことを普通は倭国と記している。だが、どういうわけか『隋書』だけは倭国（タイコク）と記している。その記事は、半分以上が魏志倭人伝の焼き直しの文章で埋められているが、魏志倭人伝にない情報も含まれている。次のような箇所もその一つだ。

- A 開皇二十年倭王姓阿每字多利思比孤號阿輩雞彌遣使詣闕
- B 上令所司訪其風俗 使者言
「倭王以天爲兄以日爲弟 天未明時出聽政 跣跣座日出使停理務云委我弟」
- C 高祖曰「此太無義理」於是訓令改之
王妻號彌雞 後宮有女六七百人 名太子爲利歌彌多弗利

漢字ばかりの原文をやや長めに掲げて申し訳ないが、当面は最初のAの部分だけに着目していただければよい。

B以降の部分は次回で扱うので、ここではさつと一読していただくだけで結構である。

Aを日本語に訳すと次のとおりである。

開皇二十年(600年)、姓は阿每、字は多利思比孤、號は阿輩雞彌、と申す倭王が使を派遣して天子の宮城にやってきた。

この倭王が近畿天皇家の大王か否かは分からない。

が、はっきり明記されていること、それは、阿每(天)は天の神を意味しているのではなく、多利思比孤の姓であるに過ぎないということである。

これに照らして推定すれば、天照大御神の「アマ」は天神の一員を指すのではなく、「アマ」という姓を持つ一族の一員を指していることが分かる。彼女を太陽神に祭り上げ、「天照大御神」と表記するようになったのは、むろん後世の人々のなせる業に相違ない。並み居るアマ氏の中でも、彼女は、光り輝く太陽神に祭り上げられているのだから、生存中はよほど目立った存在であったに相違ない。

ときに、阿每多利思比孤ないし阿每阿輩雞彌

は推古天皇のことだ、というのが古代史学界の大方の見方である。が、阿每阿輩雞彌は本当に推古天皇のことだろうか？。

次項でこの謎を検討してみることにしよう。

17 推古天皇の筈がない

阿每多利思比孤ないし阿每阿輩雞彌は推古天皇だ、とする意見は、全く単純な理由から来ている。

開皇20年、すなわち西暦600年に在位していたのは、『日本書紀』によれば推古天皇なのだから推古天皇に相違ない、というわけである。

しかし幾度も繰り返し述べているように、推古天皇が西暦600年に在位していた、という保証はどこにもない。

本論の第2回目に詳述したように、『政治要略』によれば、わが国に暦法が知られて暦法が開始されたのは、推古12年(604年)のことである。けれども、『政治要略』より遙か以前に成立した、朝廷自身の編纂になる『日本書紀』は、暦法の開始は持統4年(690年)だと伝えている。持統四年は勅令が出された時なので、実際の開始時期ははっきりしない。実質的に多少先行して実施されていたとすれば繰り上がるし、試行期間が置かれたとすれば繰り下がる。これまで展開してきた様々な検証によって『日本書紀』の記述どおり新暦は持統朝開始と断じてよからう。様々な史実がほぼびったり合致するからである。多少のブレは考えられるが、ブレたとしても持統4年を挟んで前後5、6年以内と考えてよい。どんなに繰り上がったとしても、天武朝や天智朝を超えて推古朝にまで達することはあり得ない。

いずれにしても推古天皇は開皇20年(600年)に天皇であった筈はないのである。

『日本書紀』は推古天皇の在位を593年から629年まで、あしかけ37年としている。

推古朝は二倍年暦の真っ最中と考えてよく、推古天皇の実質的な在位年限は37年の半分だから、19年。つまり天皇に即位したのは西暦610年頃という計算になる。二倍年暦の適用が持統天皇の直前の天皇である天武天皇まで続けられていた、とすると推古天皇の在位は、641年から659年という計算になって、開皇20年時とは時代がまるでかけ離れてしまう。

以上、どう考えても、推古天皇の即位は610年以降である。したがって、開皇20年(600年)に中国の天子に献上物を届けさせた阿每多利思比孤ないし阿每阿輩雞彌は、推古天皇の筈はないことになる。

事実、名前自身に着目すれば多利思比孤の比孤は「彦」の類であろうから、完全に男性天皇の名である。推古天皇は、豊御食炊屋姫(トヨミケカシキヤヒメ)といい、当然のことながら「彦」ではなく「姫」なのである。

さらに、『隋書』はもっとはっきり明記している。前項で掲げた原文の全訳をお目につけよう。

開皇二十年(600年)、姓は阿每、字は多利思比孤、號は阿輩雞彌、と申す倭王が使を派遣して天子の宮城にやってきた。(A)

天子(上)は、臣下(所司)に其の国の様子を尋ねさせた。

使者は次のように答えた。

「王は天を以って兄と爲し、日を以って弟としています。未だ夜明けになる前から宮殿にお出ましになって、跣の形でお座りになり、政(まつりごと)をお聴きになります。日がのぼって来ると、政をおやめになり、おっしゃいます。後は弟に委ねよう、と」(B)

これをお聞きになって天子はおっしゃった。「抽象的でさっぱり分からぬ」と。そして、使者に注意なさり、もっと具体的に説明させた。

(使者によると)

王の妻の名は雞彌という。後宮には女が六、七百人いる。太子の名は利歌彌多弗利ということである。(C)

倭国の使者の報告によって「王の妻の名は雞彌という」と明記している。「王の妻」すなわち、王は男性王と明記している。さらに「後宮には女が六、七百人いる」と記している。多利思比孤が推古天皇であるはずがないのだ。

18 開皇二十年の在位天皇

推古天皇でなければ、では、多利思比孤は誰なのか。この問いに答えるにはやはり、実年代推計結果を示す第5表によって検証してみるほかない。同表B案によれば西暦600年前後に在位していた可能性のある天皇は継体天皇ただ

第5表 実年代推計

代	天皇名	古事記崩御年	実年一次推計(P)	崩御年差(S)	S÷2	推計実年	
						(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綴靖	—					
3	安寧	—					
4	懿徳	—					
5	孝昭	—					
6	孝安	—					
7	孝靈	—					
8	孝元	—					
9	開化	—					
10	崇神	戊寅年十二月	318	37	18.5	461	504
11	垂仁	—					
12	景行	—					
13	成務	乙卯年三月	355	7	3.5	479	522
14	仲哀	壬戌年六月	362	32	16	483	526
15	応神	甲午年九月	394	33	16.5	499	542
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2.5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2.5	518	561
18	反正	丁丑年七月	437	17	8.5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17.5	529	572
20	安康	—					
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	—					
23	顕宗	—					
24	仁賢	—					
25	武烈	—					
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24.5	569	612
28	宣化	—					
29	欽明	—					
30	敏達	甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明	丁未年四月	587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十一月	592	36 (12)	18 (6)	598	641
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明	在位 13年					—
35	皇極	在位 3年					—
36	孝徳	在位 10年					—
37	斉明	在位 7年					—
38	天智	実質在位 10年					—
39	弘文	在位 1年					
40	天武	在位 14年					
41	持統	持統 6年				690	690

注1 推計実年(A案)は基準年を604年(推古12年)として算出。

- 1 推計実年(B案)は基準年を690年(持統4年)として算出。結局A案+43年。
- 2 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値(本文参照)
- 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

一人である(608年崩御)。次の安閑天皇は継体天皇の崩御の年に即位しているから、開皇20年(600年)に天皇である筈はない。

『日本書紀』によれば、継体天皇の在位年数は足かけ25年。実在位は二倍年暦で計算すればその半分の13年となる。『日本書紀』の在位年数をそのまま尊重すれば、継体天皇は596年から608年まで在位していたことになる。

これまで幾度も確認してきたように、第5表B案は『古事記』記述の天皇の崩御年を単純に遡り、二倍年暦で計算して求めた実年代推計結果である。『日本書紀』の記述とは直接関係がない。

まして『日本書紀』記載の各天皇の在位年数とは直接結びつかない。なぜなら『古事記』には天皇の在位年数は記載されていないからだ。いわば『日本書紀』と『古事記』はこの点では各々全く独立した史料となっている。記紀に共通して一致しているのは、各天皇の名と即位の順序と代数である。『古事記』は初代の神武天皇から第33代の推古天皇までを記している。そして『日本書紀』も33代天皇のことごとくが『古事記』に一致している。

これまでの検証で崩御年は『古事記』記載のものを尊重し、在位年数は『日本書紀』記載のものを使用してきた。崇神天皇の場合も雄略天皇の場合もそうであった。その結果これまでのところ両者を各々二倍年暦して重ね合わせると、驚くほどよく整合性がとれていた。今回もこのやり方で検証できるだろうか。

19 継体天皇の検証

すでにみたように、第5表B案に抛る限り開皇二十年(600年)に在位していた可能性のある天皇は継体天皇以外にあり得ない。従って多利思比孤は継体天皇と断じてよいことになる。だが、決定は慎重でなければならない。開皇二十年に在世していた天皇は継体天皇以外にあり得ないのだからそれでよさそうだが、ここで、どうしても見過ごせない一点がある。それは『隋書』倭国伝の次のような記述だ。

大業三年其王多利思比孤遣使朝貢

これに続いて次のような有名な一文が続く。

使者曰 聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法。 其國書曰 日出

處天子致書日沒處天子無恙云云。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰 蠻夷書有無禮者、勿復以聞。

非常に興味深い記述だが、今はこれに触れない。先を急ごう。

先の一文は和訳するまでもなく、次のような意味である。

大業三年(六〇七年)、其王多利思比孤は、使者を遣してわが国に朝貢してきた。

つまり、多利思比孤は、開皇二十年(600年)に続いて大業三年(607年)にも朝貢を行なっている。換言すれば多利思比孤は、最低600年から607年の間在位していたことになる。これに継体天皇は該当するであろうか。すでに言及したように、継体天皇は596年から608年まで在位している。まるで升で量ったようにぴったりである。『古事記』に記された崩御年と『日本書紀』に記された在位期間とが、ぴったり一致している。『古事記』とは全く別の史料といってよい『日本書紀』の在位年数がここでもきれいに整合性がとれている。これまで検証してきた、倭の五王の武(=崇神天皇)や『百済本紀』の「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」に関わる雄略天皇に続いて今回の継体天皇の場合も『日本書紀』の記述がよく符合している。こうなると、年代を極端に引き延ばしたとして排除されがちな『日本書紀』の記述も在位年数の記事についてはあながち無視し得なくなる。

こうして明らかなように、これまでの検証と同様、今回もまた第5表B案の推計実年代が史実によく合致していることが確認できる。『古事記』の崩御年、そこから導き出された第5表B案、『日本書紀』の在位年数、海外史書である『隋書』倭国伝、全く別々といってよいこれら史料群の記述がぴったり重なっていると断じてよいだろう。

20 『隋書』倭国伝をめぐる

以上で多利思比孤は継体天皇その人であることが検証された。が、ここで了としないで、『隋書』倭国伝をめぐる問題に若干言及しておこう。

多利思比孤が継体天皇だと判明すると、これまで謎とされてきたことがいくつも氷塊する。

その第一。多利思比孤は『隋書』の記述どおり男王だという点である。この点は一言の付加も必要としまし。

その第二。多利思比孤は妻を伴っている。継体天皇は『古事記』によると、7人の后妃を娶り、皇后は手白髪命(タシラカミノミコト)である。また『日本書紀』によると、9人の后妃を娶り、皇后は手白香皇女(タシラカウジョ)である。

その第三。多利思比孤は皇太子を立てている。継体天皇は勾大兄皇子(マガリノオオエノミコ)を皇太子としている。天皇の御子は多く、記紀には20人近くの名が記されている。

その第四。多利思比孤は開皇二十年(600年)と大業三年(607年)に倭王だ。既述したように、『日本書紀』が記す在位期間を二倍年暦に換算すると、継体天皇は596年から608年まで在位しており、『隋書』記載の年代とぴったり合致している。

これで検証は無事通過、メデタシメデタシとしたいのだが、そうはいかない。

というのも、『隋書』記載の多利思比孤と記紀記載の継体天皇の間には疑問も少なくないからだ。これらに触れないで先に進むことは、都合の良い点だけを論じ、都合の悪い点は頬被りしてしまう一部の史学家(しがくか)と同じだと痛撃されても致し方ない。学問の科学的展開は不都合な諸点をも提示して、真実を明らかにすべく努めることこそ大切だと思っているからである。

さて、すでに紹介した『隋書』倭国伝の一部を訳文で再掲しよう。(A)の部分である。

開皇二十年(600年)、姓は阿每、字は多利思比孤、號は阿輩雞彌、と申す倭王が使を派遣して 天子の宮城にやってきた。(A)

これによれば、多利思比孤のフルネームは「阿每多利思比孤阿輩雞彌」となる。「アメノタリシヒコアハキミ」とでもよむのであろうか?

ところが継体天皇の諡名は『古事記』では「袁本杼命」、『日本書紀』では「男大迹尊」。いずれも「オオドノミコト」と訓まれ、「アメノタリシヒコアハキミ」とは似ても似つかない。

似ても似つかないのは継体天皇だけではない。

第12表をご覧願いたい。継体天皇以降多利思比孤だと思われてきた推古天皇まで8天皇すべての諡名を示してみた。すべて「アメノタリシヒコアハキミ」とは全く結びつかない。あえて結びつければ、継体天皇の又の名である「彦太尊（ヒコフトノミコト）」くらいしかない。

第12表 『日本書紀』に基づく諡名

代	天皇名	諡名	諡名の読み
26	継体	男大迹王・彦太尊	ヲホト・ヒコフト
27	安閑	廣國押武金日尊	ヒロクニオシタケカヒ
28	宣化	武小廣國押盾尊	タケオヒロクニオシタケ
29	欽明	天國排開廣庭尊	アメクニオシハラキヒロコリ
30	敏達	淳中倉太珠敷尊	ヌナクラフトタマシキ
31	用明	橘豊日尊	
32	崇峻	泊瀬部尊	ハツセバ
33	推古	豊御食炊屋姫尊	トヨミカシヤヒメ

では、継体天皇以前に「アメノタリシヒコアハキミ」は全く登場しないかというところではない。諡名に「タラシヒコ」を含む天皇は第13表に示すように3人在位している。が、時代的にとんでもなくかけ離れた伝説的天皇だ。『隋書』が記す開皇二十年（600年）とは全く結びつかない。

第13表 諡名に「タラシヒコ」とある天皇

代	天皇名	諡名	諡名の読み
6	孝安	日本足彦國押人尊	ヤマトタラシヒコニオシト
12	景行	大足彦忍代別尊	オオタラシヒコノロケ
13	成務	稚足彦尊	ワケタラシヒコ

さりとして古代に「足彦（タラシヒコ）」が複数登場するのは気にかかる。「足彦」は『隋書』に記された「多利思比孤」に相違ないからだ。第12表からうかがわれるように、「タリ」にしる「タラ」にしるたった2音の相似を求めることさえ困難である。5音がほぼまるまる一致するのだから偶然などではありえない。「多利

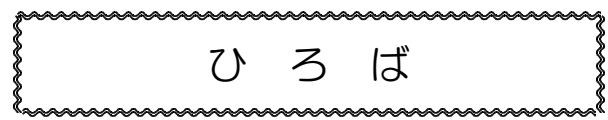
思比孤」は和名では「足彦（タラシヒコ）」と訓じていたに相違ない。「足（タラシ）」だの「彦（ヒコ）」だのは何であろう。そして「阿輩雞彌（アハキミ）」。

この「阿輩雞彌（アハキミ）」は岩波文庫本では「オオキミ」すなわち「大王」と解釈している。どの書物だったか記憶が定かでないが、「足（タラシ）」は治者すなわち天皇のことだと読んだことがある。そういえば、「足」には「満ち足りている」という意味がある。とすれば「天足（アメノタリシ）は天氏のトップ（王）を意味する呼称と言えなくもない。もしもこれらの解釈が正しいとすると、「阿每多利思比孤阿輩雞彌」すなわち「アメノタリシヒコアハキミ」は「天足彦大王」となる。つまり固有部分は「彦」になる。「彦」はすなわち継体天皇の又の名ではないか。これは偶然だろうか。

私は、たった一文字や一句のみを取り上げて全体を主張するような論調は好まない。あくまで、前項に示した4点の一致が主要点である。この4点の一致に加えて「彦」も一致となれば、『隋書』の倭王は継体天皇と考えてほぼまちがないと考えるが、いかがであろう。

だが、『隋書』はまだまだ色々な謎を含んでいて、今回ですべてを論じることはできない。

そこで、今回はいったん検証から離れ、『隋書』倭国伝を取り上げてみたい。すなわち、今回訳出した（B）および（C）の部分に焦点を合わせてみたい。



ひろば

ヤマトタケルのクマリ退治

名古屋市 林俊彦

1 ささやかな疑問—タケルの女装

文献上、日本最古のテロリストと思われるのがヤマトタケルですが、その有名な説話の一つに「女装してクマソ退治」というものがあります。

記紀で暗殺の対象が違うという奇妙な問題も

あり、多くの方が論考をくわえています。
また古田先生も「命名権」の問題に触れています。

が、この説話にはどうも不審な点があります。
ヤマトタケルが若き英雄の例にならわっていわゆる「美男子」の分類に入ったとしても、「女にしたくなるようないい男」だとしても、女物の衣服を身につけ、髪を少女風にした程度で、敵の目をだまして目標に接近し暗殺を成功させるということが、現実に可能なのでしょうか。何をくだらないことを、と思われませんか？

テレビの時代劇に、お白州で背中の桜吹雪を披露するまで悪人の誰も、遊び人の金さんとお奉行様が同一人物と気付かない、という能天気な舞台設定があります。

ヤマトタケルの説話も同類なのでしょうか。
そんな説話ならば、まじめに学問的な議論をするのは馬鹿らしいものでしかありません。

2 『古事記』では

此の時に當りて、其の御髪を額に結ひたまひき。爾に小碓命、其の姨倭比賣命の御衣御裳を給はり、劔を御懐に納れて幸行でましき。

故、熊曾建の家に至りて見たまへば、其の家の邊に軍三重に圍み、室を作りて居りき。是に御室楽うたげせ為むと言ひ動みて、食物を設け備へき。故、其の傍を遊び行きて、其の楽の日を待ちたまひき。爾に其の楽の日に臨りて、童女の髪けづの如其の結はせる御髪を梳り垂れ、其の姨の御衣御裳を服して、既に童女の姿に成りて、女人の中に交り立ちて、其の室の内に入り坐しき。

爾に熊曾建兄弟二人、其の嬢子をとめを見感でて、己が中に坐せて盛りに樂げしつ。

故、其のたけなは耐なる時に臨りて、懐より劔を出し、熊曾の衣の衿を取りて、劔以ちて其の胸より刺し通したまひし時、其の弟建、見畏みて逃げ出でし。乃ち追ひて其の室のはし椅の本に至りて其のそびら背皮を取りて、劔を尻より刺し通したまひき。……

(『古事記』中巻、景行天皇－3小碓命の西征)

3 『日本書紀』では

時に熊襲に魁帥者有り。名は取石鹿文。亦は川上梟帥と曰ふ。悉に親族を集へて宴せむとす。

是に、日本武尊、髪を解きて童女の姿と作りて密に川上梟帥が宴の時を伺ふ。仍りて劔をみそ袂の裏に佩きたまひて、川上梟帥が宴の室に入りて、女人の中に居ります。

川上梟帥、其の童女の容姿おとめに感でて、則ち手を携へて席を同にして、杯を擧げて飲ましめつつ、戯れまさぐ弄る。時に、更深け、人うすら闌ぎぬ。川上梟帥、且被酒さけにあひぬ。

是に、日本武尊、袂の中の劔を抽して、川上梟帥が胸を刺したまふ。……

(『日本書紀』、景行27年12月條)

4 選ばれた理由は？

記紀ともに、女物の服を着て髪を結っただけで紅すらささず、「童女」の姿になって女人の中に入ったとします。

そして酒宴で敵と同席して、しかも『日本書紀』では「戯れ弄るたはぶ まさぐ」されているのに疑われていないのです。

並の女性の顔色を無くさしむ美貌を持った若者だったとしても、他方では強靱な肉体を持ち荒ぶる神すら打ち倒す勇者でもあったはずですから、結局は男であることを容易に見ぬかれてしまうでしょう。

また本物？の美女も少なからず集められたでしょうから、彼女らをさしおき、なぜタケルが注目されたのでしょうか。

5 倭国に男色あり

実は男が男のままで女性の格好をしていても不審がられない、むしろそのような男性の存在を珍重するような社会があつて、それで成立する暗殺手段であつたのではないのでしょうか。

後の戦国時代でも、例えば森蘭丸のような人物が登場します。戦乱の世には男色がつきものようです。(中国では紀元前から存在したそ

うです。)

このヤマトタケルの説話は、倭国が朝鮮半島に再三武力侵攻を繰り返した時代に起きた史実を背景としているのではないのでしょうか。

そのように考えると『古事記』の

「劔を尻より刺し通したまひき」

とする記述も意味深長に思われます。

(初出:「東海の古代」40号、1999(平成11)年9月)

7月例会報告

○ シンポジウム「史跡美濃国府跡を考える」に参加して

岐阜市 竹内 強

平成20年7月6日岐阜県垂井町教育委員会主催で開催されたシンポジウムに参加して、その内容を報告された。

特に、三重大学名誉教授八賀晋氏の基調講演の中で、美濃国府と不破の関について言及されたことに触れ、7世紀後半から8世紀に三関(不破の関、鈴鹿の関、愛発の関)があった。ところがこれらの関は大和から見ると東、北の方向で西にはない。西からの攻撃は考えていなかったのか。

九州王朝論の立場で考えると理解できるのではないかと述べられた。

○ 近畿王朝における九州年号実用説(古賀達也説)等について

—平成20年6月15日、大坂講演会から—

瀬戸市 林 伸禧

平成20年6月15日に開催された講演会で、古賀達也氏が発表された九州年号実用説を紹介された。

また、孝徳天皇大化2(646)年の詔(大化改新)は、『二中歴』での大化2(696)年であるとの説をも紹介された。

ただ、若干の疑問点を述べられた。

○ 愛知県豊橋市馬越長火古墳について(2) 名古屋市 石田敬一

平成20(2008)年6月17日付け中日新聞(朝刊)に、馬越長火古墳について大

きく掲載されたので、その内容を紹介された。

○ 古代史の再検討(5) —絶対年代の復元— 名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」97号で発表した内容を説明された。

8月例会に参加を

日 時: 8月10日(日) 午後1時30分~5時

場 所: 名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel: 052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館: 12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場: 南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク: 南東角交差点の東、有料(40分200円)

参加料: 500円(会員無料)

今後の予定

9月例会: 9月14日(日) 名古屋市市政資料館

10月例会: 10月12日(日) 名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意します。

「ひろば」での原稿募集

エッセイ、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。